

○内閣府告示第百二十号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第八項の規定に基づき、令和五年十月二十日付
けで同法第八条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

令和五年十一月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

一 区域計画の作成主体 大阪府・大阪市スーパーシティ型国家戦略特別区域会議

二 国家戦略特別区域の名称 大阪府・大阪市 スーパーシティ型国家戦略特別区域

三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目
標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略特別区域データ連携基盤
整備事業及び国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業